

東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置等に係る 原子炉設置変更許可申請について

当社は、本日、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設[※]の設置等に係る原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出しました。

また、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（安全協定）に基づき、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置等に係る新增設等計画書（変更）を茨城県および東海村に提出するとともに、年間主要事業計画の変更を報告しました。

当社としては、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、今後の審査に真摯に対応するとともに、引き続き、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまへの説明を尽くしてまいります。

※：福島第一原子力発電所の事故を踏まえて策定された新規制基準の中で設置が義務付けられている施設。原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突といったテロ行為等が発生した場合、遠隔で原子炉圧力容器や原子炉格納容器の冷却・減圧を行い、原子炉格納容器の破損を防ぐ機能を有する。

添付資料：東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置等に係る原子炉設置変更許可申請について（概要）

以上

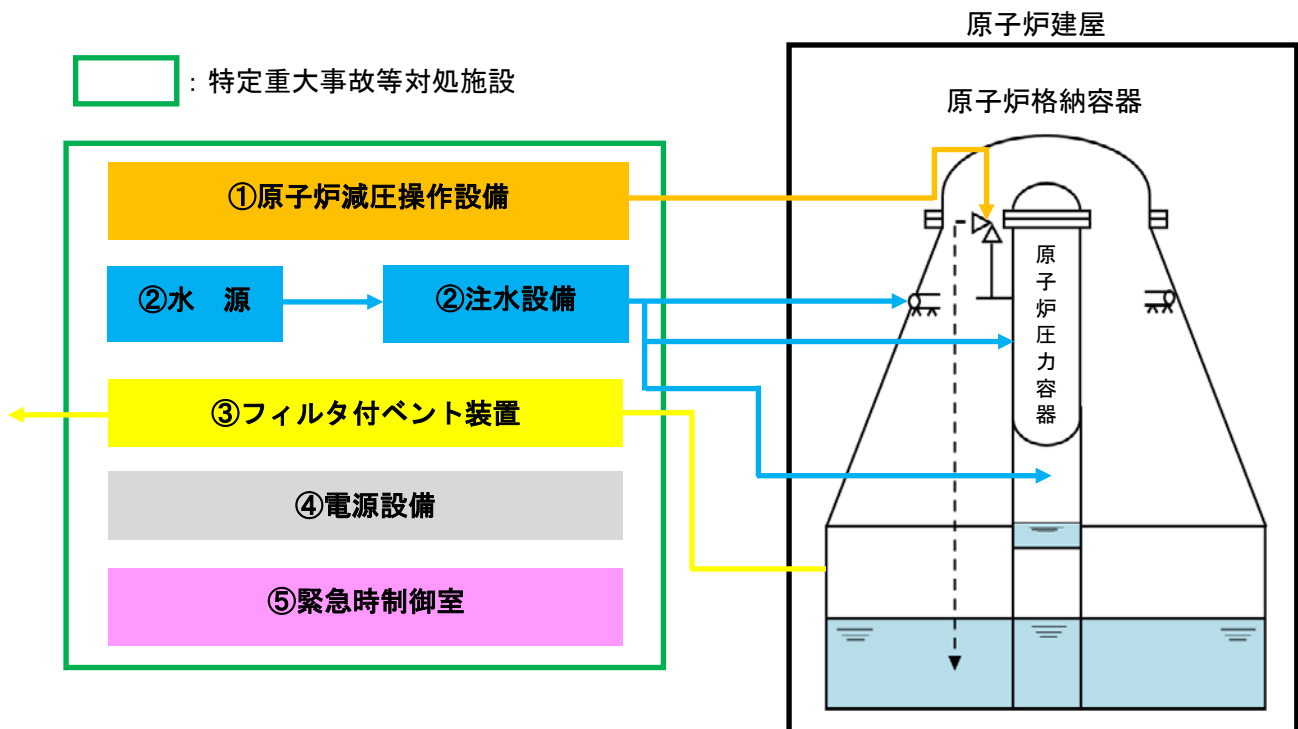
参考資料

- ①東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）
（1／3）（2／3）（3／3）
- ②新增設等計画書（変更）（概要）（完本）

東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置等に係る 原子炉設置変更許可申請について（概要）

1. 特定重大事故等対処施設

原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突といったテロ行為等が発生した場合、遠隔で原子炉压力容器や原子炉格納容器の冷却・減圧を行い、原子炉格納容器の破損を防ぐ「特定重大事故等対処施設」を設置します。なお、本施設は、昨年取得した本体施設の許認可に係る安全性向上対策のバックアップ施設として設置するものです。



- ① 「原子炉減圧操作設備」により、既存の逃し安全弁を作動させ、原子炉压力容器を減圧
- ② 「水源・注水設備」により、原子炉压力容器を冷却、原子炉格納容器の下部に落下した溶融炉心を冷却、原子炉格納容器を冷却・減圧
- ③ 「フィルタ付ベント装置」により、原子炉格納容器の過圧破損や水素爆発による破損を防止
- ④ 「電源設備」により、各種設備に電気を供給
- ⑤ 「緊急時制御室」により、各種設備を制御

2. 常設直流電源設備

重大事故の対応に必要な設備に電気を供給するための直流電源設備について、新たに3系統目となる「常設直流電源設備」を設置します。

1、2については、「実用発電原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づき、本体施設の工事計画認可取得後の経過措置期間内での設置が求められている。